

令和 5 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和 6 年 5 月 2 0 日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表します。

1. 令和 5 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和 5 年度における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

契約件数 3 件のうち、1 件は据切り方式による入札手続を行ったが申込者がなく、当時の最終保証契約事業者に申込・契約を行った。その他については入札を検討した結果、当時の最終保証契約事業者の料金メニューが最も低廉であると判断されたため当該事業者と契約せざるを得なかったことや、少額であることから、令和 5 年度においては随意契約を行った。

（2）建築物に関する契約

建築物の改修に係る契約を 4 件締結した。

（3）自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に関する契約及び産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件がなかった。